

平成24年2月6日

お客さま各位

東濃信用金庫

暴力団排除条項の導入に伴う確約同意について

当金庫では、平成19年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断、取引解消のため、平成22年10月以降「信用金庫取引約定書」「金銭消費貸借証書」など融資取引の契約書や、普通預金規定、当座勘定規定、定期性預金規定、貸金庫規定等において暴力団排除条項を導入いたしました。

「暴力団排除条項」とは、お客様が暴力団等の反社会的勢力に現在および将来にわたっても該当しないこと、また、暴力的な要求行為等をしないことを表明・確約していただき、取引開始後に上記の表明・確約に違反したことが判明した場合には、当金庫の判断によりお取引を停止または契約を解除させていただくことを定めた条項です。

東濃信用金庫では、新たに当金庫とお取引される場合に、お客様が「反社会的勢力ではないことの表明・確約」に関する同意をお願いいたします。本表明・確約に同意をいただけない場合は、お取引をお断りいたします。

当金庫では、今後とも反社会的勢力との関係遮断に努めてまいりますので、お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上